

鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援事業交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、鹿児島県私立高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を交付する際の必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学校及び対象となる者)

第2条 専攻科支援金の対象となる学校及び対象となる者は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象となる学校

専攻科支援金の対象となる学校は、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の設置する専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）の学科のうち、以下の①又は②の要件を満たすもの。ただし、特別支援学校の専攻科については、③の要件を満たす場合も対象とする。

① 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

② 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

③ 就労支援に資する教育課程を有するもの（特別支援学校の専攻科に限る。）

(2) 対象となる者

専攻科支援金の対象となる者は、(1)の高等学校等専攻科に在学し、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者とする。

① 日本国内に住所を有する者

② 高等学校等専攻科を修了していない者

③ 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって知事が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- ・ 日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。）
- ・ 高等学校等専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）

④ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア又はイに該当する者

ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者

イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が八万五千五百円未満である者（アに該当する者を除く。）

ここでいう保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年

法律第百六十四号)第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。)がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒(当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)とする。

なお、高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒等の保護者であった者」(生徒等の父母であれば、その両名)を指すものとして取り扱うこととする。

⑤ 以下のいずれかに該当する学科に通う者

ア 大学への編入学基準を満たす課程

イ 国家資格者養成課程

ウ 就労支援に資する教育課程(特別支援学校の専攻科に限る。)

なお、①～⑤に該当する者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、補助の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると知事が判断した場合は、この限りではない。また、年度の途中でア～ウのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度の四月から補助の対象としないこととする。

学校設置者は、支援金の支給を受けようとする生徒が次のア～ウに該当しないことの確認を行い、様式2(1)又は(2)を知事に提出する。

ア 退学・停学(三か月以上のものに限る。)の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であつて、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする(処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。)。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

(支給期間)

第3条 専攻科支援金の支給期間は、高等学校の専攻科については最大で24月、特別支援学校の専攻科については最大で36月とする。

ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。また、特別支援学校の専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであつて、知事が必要と認めるものについても、同様に当該修業年限までとする。

(専攻科支援金の額)

第4条 専攻科支援金の額は、支給対象高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額(第2条(2)④イに該当する者(住民税非課税に準ずる世帯)については、授業料の月額に相当する額の1/2の額)とする。

ただし、授業料の月額に相当する額(第2条(2)④イに該当する者(住民税非課税に準ずる世帯)については、授業料の月額に相当する額の1/2の額)が以下の表の補助対象上限額を超える場合にあつては、専攻科支援金の額は補助対象上限額とする。この表中、「区分1」は、第2条(2)④アに該当する者(住民税非課税世帯)とし、「区分2」は、第2

条（２）④イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）とする。

＜専攻科支援金の補助対象上限額＞

単位：円

高等学校		特別支援学校	
区分 1	区分 2	区分 1	区分 2
35,600（注）	17,800（注）	35,600	17,800

（注） 私立の高等学校専攻科通信制課程は区分 1 が 12,100 円，区分 2 が 6,050 円

なお、高等学校等就学支援金制度においては、1 単位あたりの授業料を設定している場合は、別途 1 単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、定額授業料の場合の補助対象上限額と同じ額とし、通算の支給上限単位数及び年間の支給上限単位数は設定しない。

2 授業料債権への充当

補助金の算定対象となる専攻科支援金の額は、授業料の月額に相当する額（補助対象上限額を超える場合にあつては、補助対象上限額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、専攻科支援金の支給ではないため、補助対象とはならない。専攻科支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

（所得に応じた支給）

第 5 条 専攻科支援金は、第 4 条第 1 項のとおり所得に応じた補助対象上限額を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

対象となる世帯	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	世帯年収の目安（参考）
区分 1 住民税非課税世帯	0 円（非課税）	270 万円未満程度
区分 2 住民税非課税に準ずる世帯 ※住民税非課税世帯の 1/2 倍	100 円以上（※） 85,500 円未満	270 万～380 万円未満程度

※ 実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 1～99 円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において 1～99 円と記載されている場合であっても、住民税非課税世帯の支給額の対象となる。

（受給資格認定）

第 6 条 専攻科支援金の支給を受けようとする生徒は、受給資格認定申請書（様式 1）に保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し、学校設置者を通じて知事に提出し、その認定を受けなければならない。

2 知事は、生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、結果については、学校設置者を通じて生徒に通知（様式 3（1）及び様式 4）するとともに、支給決定（予定）額も通知（様式 14）する。

3 受給資格の認定に係る事務において留意すべき事項は様式 1 別紙のとおりとする。

(収入状況の届出)

第7条 前条の認定を受けた生徒は、毎年度、知事が別に定める期限までに、課税証明書等を添付した収入状況届出書(様式1)を、学校設置者に提出しなければならない。

- 2 学校設置者は、生徒から収入状況届出書等が提出されたときは、当該届出書等に基づき支給要件及び加算要件を確認した上で、収入状況届出者一覧(様式1(3))を作成し、収入状況届出書及び課税証明書等とともに知事に提出する。
- 3 知事は、学校設置者から提出された収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧に基づき判定を行い、学校設置者を通じて生徒に支給決定(予定)(様式14)及び変更支給決定(予定)(様式15)又は受給資格消滅を通知(様式5(1))する。

なお、生徒から収入状況届出の提出がなされないとき又は生徒が停学処分を受けたときは、専攻科支援金の支払いを一時差し止め、学校設置者を通じて生徒に通知(様式6)する。

- 4 生徒(支給停止されている者を除く。)は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等(様式1及び課税証明書等)を、各学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。支払の一時差し止め期間中に、保護者の変更があった場合も同様とする。
- 5 知事は、前項に規定する届出書等が提出されたときは、当該届出書等の確認を行った上で、学校設置者を通じて生徒に支給決定(予定)、変更支給決定(予定)又は受給資格消滅を通知する。

(休学に伴う専攻科支援金の支給停止、再開)

第8条 受給権者である生徒が休学する場合、学校設置者を通じて知事に対して専攻科支援金の支給停止を申し出ることができる。

- 2 専攻科支援金の支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書(様式7(1))を学校設置者に提出する。
- 3 学校設置者は、生徒から支給停止申出書が提出されたときは、支給停止申出者一覧(様式7(2))を作成し、支給停止申出書とともに知事に提出する。
- 4 当該申出書等を受領した知事は、専攻科支援金支給停止を決定し、学校設置者を通じて生徒に通知(様式8(1))する。
- 5 休学を終えて専攻科支援金の支給再開を希望する生徒は、学校設置者を通じて知事に対して専攻科支援金の支給再開を申し出ることができる。
- 6 専攻科支援金の支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書(様式9(1))に収入状況届出書等を添付して学校設置者に提出する。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる。
- 7 学校設置者は、生徒から支給再開申出書及び収入状況届出書等が提出されたときは、収入状況届出者一覧(様式1(3))及び支給再開申出者一覧(様式9(2))を作成し、支給再開申出書及び収入状況届出書等とともに知事に提出する。
- 8 専攻科支援金の支給再開申出書及び収入状況届出書等を受領した知事は、支給の可否及び支給額について判定した上で支給再開を決定し、学校設置者を通じて生徒に支給再開(様式10(1))又は受給資格消滅(様式5(1))を通知する。

(退学、除籍及び転学等に伴う専攻科支援金の受給資格消滅の通知、専攻科支援金支給実績証明書)

第9条 学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合は、個人対象要件証明書(様式2(1))及び受給資格消滅者一覧(様式5(2))を作成し知事に提出する。

- 2 知事は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、生徒の専攻科支援金受給資格の消滅を確定し、学校設置者を通じて生徒に通知(様式5(1))する。
- 3 受給資格消滅通知を紛失等した生徒は、専攻科支援金支給実績証明書の発行を知事に申請

(様式 11) することができる。知事は当該申請があった場合は、専攻科支援金支給実績証明書(様式 12)を発行する。

(授業料の額の提出等)

第 10 条 学校設置者は、生徒について、その授業料を減免したときは、速やかに授業料変更届(様式 13)を作成し、知事に提出する。当該授業料の額を変更するときも、同様とする。

(その他の基準)

第 11 条 専攻科支援金に関する基準は、要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。